

陳情文書表

令和3年第3回神奈川県議会定例会

令和3年9月27日

陳情番号	80	付議年月日	3. 9. 16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生の高蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県の実策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行については、下記のように、国から問題提起されているほど酷いものである。</u></p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p style="text-align: center;">《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月9日（火）</p> <p style="text-align: center;">総務課介護保険指導室</p> <p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	81	付議年月日	3. 9. 16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生の高蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県の実策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行については、下記のように、国から問題提起されているほど酷いものである。</u></p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	82	付議年月日	3. 9. 21
件名	障害を持つ児童・生徒の人権を守る学校づくりを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨（要旨）</p> <p>障害を持つ児童・生徒の人権を守る学校づくりを県に求める。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>先日、パラリンピックが無事終了した。</p> <p>パラリンピックのレガシーとして期待されたのが、障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重し合い、自分の可能性が発揮できる「共生社会」の実現であったにもかかわらず、厚木市議会は件名の陳情を不採択とした（陳情の審議結果について）。</p>			

陳情番号	83	付議年月日	3. 9. 21
件名	歴史教科書についての教師用補足説明資料についての陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>(1) 政府が令和3年4月27日に閣議決定した従軍慰安婦や強制連行等についての答弁書の内容についての教師用補足説明資料の作成を^{いた}込めたい。</p> <p>(2) 市町村教育委員会に対しても指導・助言・援助をして戴きたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>政府が令和3年4月27日に閣議決定した答弁書では、政府が調査した公文書等の資料に「従軍慰安婦」という用語はないこと、また、「(従軍) 慰安婦」が軍により「強制連行」されたという虚偽の言説が、新聞報道などにより流布された経緯を踏まえ、「従軍慰安婦」という用語を用いることは誤解を招く恐れがあり不適切であるとしています。</p> <p>さらに、「強制連行」「強制労働」に関しては、朝鮮半島から移入した人々の経緯は様々であり一括りに「強制連行された」などと表現することは不適切であること、国民徴用令に基づく「徴用」は法令に基づくもので「強制連行」などには当たらないこと、「募集」「官あつ旋」「徴用」による労務は「強制労働に関する条約」が定める「強制労働」に該当しないとしています。</p> <p>しかし、令和2年度検定合格した高等学校歴史総合教科書には、政府答弁書の内容と異なる記述が見受けられます。一方、教科書検定基準では「閣議決定その他の方法により示された政府の統一の見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていること」と定めています。高等学校歴史総合教科書は検定合格よりも閣議決定が事後になったため矛盾を生ずることになりました。その後、報道によれば出版社5社が「中学校の社会(歴史)と高校の地理歴史、公民の教科書計29点で訂正申請し、認められた」とのことです。しかし弊会の調査によれば、5社以外の出版社及び小学校社会(6年)の教科書にも同様の不適切な記述が見受けられます。既に使用中の教科書もあるため迅速な対応が求められます。</p> <p>つきましては、児童・生徒の誤解を招かないように、教職員が授業で適切に閣議決定内容についての補足説明ができるように、神奈川県教育委員会にて教師用補足説明資料を作成すると共に、市町村教育委員会に対しても指導・助言・援助をして戴きますように陳情致します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	84	付議年月日	3.9.21
件名	安全な国産小麦を学校給食に使用することを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>日頃、県民のためにご尽力してくださりありがとうございます。</p> <p>食えることは、生命をつなぎ毎日の生活や活動の営みを支える役割があります。</p> <p>子どもたちの心と体の健康を維持し、成長させる学校給食は、すべての大人の責任であり、学校給食の提供は、国や自治体の責任で発展させることと考えます。</p> <p>学校給食で使う小麦は、県給食会がまとめて発注しているとお聞きしていますが、それは国産のものでしょうか。輸入の物だとしたら、輸入する際のポストハーベストによる残留農薬が心配です。</p> <p>日本の食料自給率は、39%と低く、小麦はさらに低く、13%となっています。</p> <p>近年は温暖化で大きな災害になることも予想され、輸入がストップする可能性も考えられ、食料自給率をあげることは人々の命を守ることです。</p> <p>学校給食で国産の小麦を使うことは、小麦の自給率をあげることにもつながります。子どもたちに安全な国産の小麦を使用することを要望し以下のことを陳情します。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>公立学校の学校給食の小麦は、安全な国産の小麦を使用してください。</p>			

陳情番号	85	付議年月日	3 . 9 . 22
件名	地上放送における手話通訳付与に関する意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
[要旨]			
<p>ろう者がテレビを通して、手話で情報を得る権利及びさまざまな文化を享受する機会を保障するための施策を早急に実施することを求める意見書を国に対して提出することを要望します。</p>			
[理由]			
<p>日本国内で手話を使用して生活しているろう者は約8万人いると計算されており、神奈川県内にも約5,500人います。しかし、現在の地上放送全体の中の手話通訳を付与または出演者が手話を使用している手話放送の割合は非常に低く、NHK総合は約0.5%、NHK教育は約2.8%、民放平均は0.25%しかありません。このような状況は、ろう者が、聞こえる人と同等にテレビを通してリアルタイムで情報を得、さまざまな文化を享受する権利を奪われていることを如実に示しています。このような状況を早急に改善し、国連が定めたSDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念、障害者権利条約及び障害者差別解消法の主旨に基づき、ろう者が手話により情報を受ける権利やテレビ番組等の文化的な活動を享受する機会を保障するために、国として以下のような施策を実施することが必要であると考えます。</p>			
<p>1 地上放送における手話通訳の付与の義務化</p> <p>地上放送における手話言語の付与は、2018年総務省より公表された「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において「2027年度までに平均15分／週以上に手話付与」とする目標が示されています。</p> <p>しかし、現在の手話付与の目標値は字幕放送と比較すると著しく低く、手話を使用して生活しているろう者は、聞こえる人と同様にテレビを通して必要な情報を受け取ることや、様々な文化を楽しむことができないでいます。</p> <p>また、東京2020オリンピックの閉会式では、NHK・Eテレにおいて「ろう者のキャスターによる手話解説」が放映されていましたが、NHK総合の放送では一部のみにワイプによる手話が付与され、全編への手話の付与はされませんでした。</p> <p>ワイプではなく大きく映される手話通訳に対し、好意的でない視聴者の意見は一定数存在しますが、国連の定めた「誰ひとり取り残さない」という理念に鑑み、「誰もが平等に、リアルタイムで、各人の望む形で情報を受け取り、文化を享受できる」という「放送のあるべき姿」を作り上げていくための環境整備こそ、国が積極的に関与していくべきことであり、</p>			

「平等であること」の意識醸成が重要であると考えます。

上記の指針の目標値等の見直しが2022年度に実施されていると伺っております。この見直しをきっかけに、ろう者も手話により、聞こえる人と同様にテレビを通して必要な情報を受け取り、様々な文化を楽しむことができるよう、手話通訳付与を義務化することを求めます。

2 放送におけるアクセシビリティの改善や手話通訳の付与を促進するための助成の充実

放送分野においてキー局については字幕の付与は大きく前進していますが、地方局のオリジナル番組への字幕付与やキー局であっても手話通訳の付与は低調であり、引き続き「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」等で、国としても目標を掲げていく必要があります。

これまでも総務省において字幕・解説番組等制作費の一部助成が行われていますが、この助成予算額が年間4～5億円ほど、制作費の2分の1～6分の1の上限となっているほか、字幕・解説音声及び手話を付与するための追加的な経費をスポンサー等が負担していないことが条件となっている等、その条件が厳しく、申請についても在京キー5局が多くを占めている状況です。

放送アクセシビリティの環境を整備し、地域格差をなくしていくためにも、より多くの放送局がこれらの助成金を活用できるよう、助成事業の強化（助成額の増加、助成比率の見直し等）を求めます。